

平成30年度厚木市特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1 基本方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「特定教育・保育施設等」という。）に対し、特定教育・保育施設等の設置者又は事業者（以下、「設置者等」という。）の責務、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第17号）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項に準ずる内容を周知徹底させるとともに、法令等に基づく適正な事業実施を確保し、過誤及び不正の防止を図る。

2 対象施設等

- (1) 特定教育・保育施設
保育所
- (2) 特定地域型保育事業
 - ア 小規模保育事業
 - イ 家庭的保育事業

3 実施方法

(1) 集団指導

ア 特定教育・保育施設等に対し、各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認められる場合に設置者等を一定の場所に集めて講義形式の方法により実施する。

イ 平成30年度実施予定

実施方法	対象施設等	実施時期	講義内容
集団指導	1 特定教育・保育施設 保育所 33施設 (公立を含む。) 2 特定地域型保育事業 (1) 小規模保育事業 8施設 (2) 家庭的保育事業 3施設	7月	1 子ども・子育て支援新制度における指導監査等について 2 確認監査の概要について 3 指導について 4 集団指導について 5 確認監査対象施設について 6 実地指導における指導例 7 業務管理体制の検査について 8 その他

(2) 実地指導

ア 特定教育・保育施設等を訪問し、設置者等から関係書類等を基に説明を求め、個別に面談する方法により実施する。

イ 対象施設等の選定方針

(ア) 概ね3年に1回の実施頻度に該当する特定教育・保育施設等

(イ) 新規に確認を受けた特定教育・保育施設等

(ウ) その他必要と認められる特定教育・保育施設等

ウ 平成30年度実施予定

実施方法	平成30年度		
	計画数	対象施設等	実施時期
実地指導	3 か所	特定教育・保育施設 厚木・あさひ保育園 ナースリースクールT&Y本厚木 厚木ふじの花保育園	9月から12月までの間
	9 か所	特定地域型保育事業 厚木こばと保育園（水引園） 瑠璃光寺保育園 ひばり幼稚園 こひつじ愛児園 そよかぜ保育園 マーガレット保育園 井上ひろみ家庭的保育事業所 本山玲子家庭的保育事業所 永島和子家庭的保育事業所	

※ 特定地域型保育事業の実地指導に関しては、厚木市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づく一般指導監査と併せて実施する。

(3) 監査

ア 違反疑義等の確認について、次に掲げる情報を踏まえ特に必要があると認められる場合に随時実施する。

(ア) 要確認情報

a 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

b 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(イ) 実地指導において確認した情報

イ 実地指導中に、次に掲げる状況を確認した場合は、直ちに監査へと変更する。

(ア) 著しい運営基準違反が確認され、児童の生命、又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

(イ) 施設型給付費等の請求に不正、又は著しい不当が認められる場合